

パクリとインスパイアと炎上と権利侵害



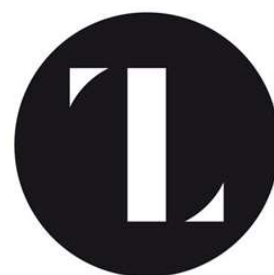
はじめに

パクリ、インスパイア、オマージュ、パロディ…、どれも、元の作品や表現を「模倣」ないし「参考」にして新たなものを生み出すことを意味する言葉として使われていますが、それぞれ異なった意味合いを持っています。それぞれの言葉では、参考にする度合いや、元の作品に対する敬意の払い方が異なるようです。そのため、「オマージュ」や「インスパイア」が非難されることはほとんどありませんが、「パクリ」となると、場合によっては「炎上」騒ぎとなることもあります。しかし、炎上騒ぎとなるようなケースでも、それが「著作権侵害」、「商標権侵害」として、法的に問題があるかどうかは別問題です。そこで、今回は「パクリ」と「著作権侵害」・「商標権侵害」の境界について考えてみたいと思います。

東京オリンピックエンブレム問題

皆様は2015年に勃発した東京オリンピックエンブレム問題を覚えていませんか。佐野研二郎氏が提案したエンブレムに対し、ベルギー・リエージュ市の劇場ロゴをデザインしたオリビ

エ・ドビ氏が「自分の作品の盗作ではないか」と指摘したことをきっかけに、佐野氏の過去の作品に纏わる盗作疑惑もあいまって大炎上した結果、佐野氏のエンブレムが白紙撤回された問題です(結局、佐野氏が劇場ロゴを盗作したかどうかは不明なまま問題は収束しました。)



**THÉÂTRE
DE LIÈGE**
ベルギーの劇場のロゴ

これらのデザインを見比べてみて、どう感じますでしょうか。確かに、似ているという印象を受けますが、これが法的に、著作権侵害といえるほどに類似しているといえるのでしょうか。この問題に関する弁護士の意見は、著作権侵害には当たらないというのが多数派だったと思います。というのも、これらの基となった「T」という文字は、極めて単純な文字ですので、これをいくらアレンジしたところで、似通ったデザインが生まれたとしても不思議ではなく、先人のデザインに広く著作権(著作物性)を認めてしまうと、後世の人が、そ

れに多少なりとも似ている表現をすることができなくなり、表現に制約が生じてしまうおそれがあるからです。

「白い恋人」vs「面白い恋人」事件

こちらも多少古い話となりますが、全北海道民が注目した「白い恋人」vs「面白い恋人」事件に言及しましょう。吉本興業が「面白い恋人」というお菓子を販売していたことに憤慨した石屋製菓が、「白い恋人」の商標権に基づいて、「面白い恋人」の使用を止めるよう請求した訴訟です（不正競争防止法に基づく請求もされています。）。石屋製菓は、提訴前に社長自ら記者会見を行い、怒りを露わにしました。

白い恋人



石屋製菓の商標



吉本興業の製品

吉本興業が「面白い恋人」のパロディ商品として「面白い恋人」を販売していたこと、また、「面白い恋人」が「白い恋人」のイメージにフリーライドして利益を上げていたことは疑いありませんが、両者は、法的な観点から、類似する（商標権侵害となる）とまでいえるのでしょうか。

この事件では、結局、判決になる前に訴訟上の和解が成立しました。ただ、その和解の内容としては、損害賠償金の支払はなく、また、吉本興業は「面白い恋人」のパッケージデザインを変更するものの、関西地域での販売継続は認められています。提訴時の石屋製菓側の勢いを見ると、大幅に後退した和解に見えます。このことを考慮すると、訴訟の中で裁判官から、

石屋製菓に対して、相当厳しい心証（敗訴の可能性）が示されていたのではないかと予想されます。

「パクリ」となってしまうように元の表現への敬意を忘れずに

これらのケースは、（両者とも裁判所の判断は出ていませんが、）法的には著作権侵害又は商標権侵害とはならない可能性が高いにもかかわらず、社会的には「パクリ」と捉えられ、大炎上しないし訴訟となってしまいました。このように法的に問題ない可能性が高いケースであっても、炎上してしまい、企業の評価を下げてしまうことは多々あります。この炎上で、佐野氏は、築き上げた名声を相当失ってしまったのではないかと思います。吉本興業に対しても、ズルい企業とのイメージを持ってしまった人は多かったのではないのでしょうか。

最近では、炎上するかどうかのハードルが相当下がっているように思います。特に、「パクリ」かどうかは、視覚的に分かりやすいので、炎上しやすい部類といえるでしょう。ある作品をインスパイア、オマージュする場合には、元の表現への敬意を忘れずに、慣行に沿った表現の仕方をするよう工夫しなければなりません。

コロナウィルスの第5波が終わったかと思ったら、感染者数が激減し、2021年11月12日時点では、札幌市で1日あたり数人の感染者数となっています。このように短期間で激減した理由は諸説あるようですが、感染者数激減前後の人出の状況を見ると、自粛が功を奏したとはとても思えず、「ウィルス自滅説」が説得的に見えてきますね。

さて、当事務所では、企業の安定経営に資するセミナーを開催しております。

11月25日(木)には「アフターコロナに向けた財務改善セミナー」を開催いたします。

近く、猶予されていたコロナ対策融資の返済が始まる企業様も多いかと存じます。その時になっても慌てず、的確に対処するための財務改善のポイントを中心に解説いたします。

ご興味があれば、厳しい経済情勢を乗り越えるための様々なヒントを見つけにいらしてください。

日時:2021年11月25日(木)

午後6時～午後7時30分

受講方法:ZoomでのWEBセミナー

受講料:6,000円(税込み)

※当事務所の顧問先様は無料

詳しくは、当事務所のHPの「お知らせ」欄か、同封のチラシをご覧ください。

古瀬経営法律事務所

TEL:011-213-1723

〒060-0061 札幌市中央区南1条西11丁目327番地27 ジュピタープレイス2階
地下鉄をご利用の場合:地下鉄東西線「西11丁目駅」2番出口から南へ徒歩3分

<https://kose-law.net>

古瀬経営法律事務所

検索

営業時間
平日9時～18時

